

処分基準（公表用）

様式第4号

健康福祉部 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則		法令番号	昭和35年第145号			
手続名	販売従事登録の消除		根拠条項	第159条の10第4項			
処分基準	<p>登録販売者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を消除する。</p> <p>① 登録販売者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたことが確認されたとき。</p> <p>② 法第5条第3号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>③ 偽りその他不正の手段により販売従事登録を受けたことが判明したとき。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 薬務課	交付機関 薬務課	目次No.	35	